茅野市 企画部 地域創生課

2025年4月1日作成

茅野市ふるさと応援寄附金

茅野市ふるさと納税返礼品提供事業者等取扱要領

**茅野市ふるさと納税返礼品提供事業者等取扱要領**

**１　目的**

ふるさと納税制度の適正な運用を図るため、茅野市ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）にかかる返礼品提供事業者の申請や審査に関する内容、返礼品の提供等に関する事項について必要な事項を定めるものとする。

**２　用語の定義**

(1）事業者　茅野市内に本社（本店）、支社（支店）、営業所又は生産拠

点を有する法人・団体又は市内で事業を行う個人をいう。

　(2) 返礼品提供事業者　地元産品・サービス等を提供している事業者のうち、この要領の規定に基づいて申請したものをいう。

　(3) 寄附者　茅野市にふるさと納税（寄附）した者をいう。

（4）中間事業者　茅野市がふるさと納税に関する業務を委託する事業者をいう。

　(5) 返礼品　返礼品提供事業者が取り扱う商品のうち、寄附者へ贈呈する物品又はサービスとして国の確認を得たものをいう。

　(6) 広告物　返礼品の送付に合わせて、返礼品提供事業者が地元産品等を広告宣伝するためのものをいう。

**３　返礼品提供事業者の要件**

返礼品提供事業者は、本要領の内容に同意し、履行できるもののほか、以下の要件を全て満たす必要がある。

　(1) 事業者（法人の場合その代表者含む。）が市税等の滞納がないこと。

　(2) 事業者（法人の場合その代表者含む。）及び従業員が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

(3) 返礼品を安定的に提供できること。（数量限定、期間限定等は可とす

る。）

　(4) 寄附者に提供した返礼品の品質、性能等に瑕疵があった場合に、その瑕疵に責任を持つこと。

　(5) 食品を提供する場合は、食品の産地名の適正な表示を行うこと。

（6）市が必要と認める場合に行う調査（実地調査を含む。）に応じること。

（7）地場産品基準等において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保

存を行うこと。

　(8) 返礼品を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告を行わないこと。

(9) 市が実施するアンケートやシティプロモーションなどの取組に対して、可能な限り協力すること。

**４　返礼品提供事業者の責務**

1. 返礼品の送付

ア　市から提供された寄附情報に基づき、寄附者に対してできる限り速やかに返礼品の送付を行うこと。

イ　返礼品の送付に係る事故、トラブル等が発生しないよう細心の注意を払い、発生した場合には、遅滞なく市に報告するとともに、返礼品提供事業者の責において適切に処理すること。

1. 個人情報の取扱い

返礼品提供事業者は、市から提供を受けた寄附者の個人情報を返礼品にかかる事務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならない。また、返礼品提供事業者ではなくなった後においても同様とする。

　(3) その他

　　　返礼品提供事業者は、中間事業者と返礼品売買契約書を別途締結すること。また、市税等にかかる課税、納付状況などについて調査することを承諾すること。

**５　返礼品提供事業者の申請及び審査**

　返礼品提供事業者の申請及び審査は、次の手順によるものとする。

　(1) 申請受付期間

通年

　(2) 提出書類

次の書類に必要事項を記入の上、茅野市地域創生課に提出すること。

【提出書類】

・茅野市ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書（様式１）

・市税納付状況確認承諾書（様式２）

　(3) 返礼品提供事業者の審査

市において、（2）の書類をもとにふるさと納税の返礼品提供事業者の審査を行い、承認の可否を決定する。結果については、申請のあった事業者に対し、１か月以内に口頭又は書面にて個別に通知する。

　(4) 承認の取消し

返礼品提供事業者の承認後、申請内容に虚偽又は事実と異なることが判明した場合若しくは本要領で定めた事項が履行されない場合にあっては、市が承認を取り消すことがある。

**６　返礼品の申請及び審査**

返礼品の申請及び審査は、次の手順によるものとする。なお、返礼品提供事業者の申請と同時に行うことができる。

　(1) 申請受付期間

通年

　(2) 提出書類

次の書類に必要事項を記入の上、茅野市地域創生課に提出すること。

【提出書類】

・茅野市ふるさと納税返礼品登録申請書（様式３）

・返礼品リスト（様式４）

・返礼品に関する写真

・返礼品の製造工程等の詳細が分かるカタログ等

　(3) 返礼品の審査基準

　　次のア～ウの基準を全て満たすこと。

　　 ア　総務省が定める地場産品基準（総務省告示第179号第５条）に該当すること。

イ　市の魅力を発信し、地域振興に寄与する要素を有すること。

ウ　関係法令を遵守し、公序良俗に反しないものであること。

(4) 返礼品の提供

　市において、上記提出書類をもとにふるさと納税の返礼品の審査を行い、適当と認められる場合には、続けて国へ事前確認の申請を行う。市は国の確認結果をもって、当該事業者に当該返礼品の提供の可否について通知する。

　返礼品の提供期間は、国の確認を受けた翌年度の９月末日を期限とする。ただし、返礼品提供事業者からの申し出がなく、かつ市の承認取消を受けていない限り、１年ごとに自動更新するものとする。

　(5) 返礼品の提供の終了

返礼品提供事業者の都合により返礼品の提供を終了し、又は中止し、返礼品の申込受付を停止する場合にあっては、停止する１か月前までに市にその旨を報告すること。なお、それまでに申込みのあった寄附に係る返礼品については、返礼品提供事業者が責任をもって対応すること。

(6) 返礼品の提供中止

国における返礼品の確認後、虚偽又は事実と異なることが判明した場合若しくは本要領で定めた事項が履行されない場合にあっては、市は返礼品の提供を中止することがある。

**７ 寄附申込受付の開始**

国における返礼品の確認後、市、返礼品提供事業者、中間事業者との間で協議を行い、その協議が整い次第、茅野市が寄附を募集するインターネットサイトその他媒体にて、寄附申込みの受付を開始する。

なお、寄附金額については、返礼品の金額が寄附金額の３割以下となるように市において設定を行う。

**８　その他の留意事項**

　(1) 委託等の禁止

返礼品提供事業者は、返礼品の提供に係る業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、返礼品の配送や広告物の印刷及び付帯業務の委託等並びに書面により市長の承認を得た場合は、この限りでない。

また、返礼品提供事業者は、返礼品の提供に係る業務を実施するに当たり得た権利を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、書面により市長の承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 制度等の変更

市は、今後、ふるさと納税制度等に係る方針が変更された場合、承認後であっても、提供する返礼品の内容の変更又は停止を求めることがある。

**９　問い合わせ先**

* 募集に関すること、ふるさと納税制度等に関すること

茅野市 企画部 地域創生課

電話：0266-72-2101（代）　FAX：0266-82-0234

E-Mail：sousei@city.chino.lg.jp

* 返礼品の登録等に関すること

株式会社さとふる

電話：03-6680-2766（代）